

宮城県外において実施される法定講習の受講 及び宅地建物取引士証の交付手続について

令和7年10月 宮城県作成

宮城県知事の登録を受けた宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の交付にあたって、**宮城県内で**(公社)宮城県宅地建物取引業協会又は(公社)全日本不動産協会宮城県本部が実施する講習を受講する必要があります。しかし、遠隔地に居住しており、本県で開催される法定講習を受講することが困難であるなど、やむを得ない事由があると認められる方については、他の都道府県において実施される法定講習を受講することができます。

※県外で法定講習を受講する場合、取引士証の交付は講習当日ではありませんのでご注意ください。

1 認められる要件（2 ページ目「県外受講が認められる例」参照）

宮城県内で法定講習を受講できないと認められるやむを得ない理由があり、かつ、次のいずれかに該当するとき。

- ① 宅地建物取引士資格登録簿に登録された住所地を管轄する都道府県知事が指定した法定講習（当該都道府県内で開催されるものに限る。）を受講する場合
- ② 宮城県外に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事、又は従事しようとする場合で、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が指定した法定講習（当該都道府県内で開催されるものに限る。）を受講する場合

2 受講の手続

- ① 受講しようとする都道府県の法定講習実施団体に、宮城県登録の宅地建物取引士が受講可能かどうか確認してください。
- ② 県外法定講習受講承認申請書を宮城県土木部建築宅地課に提出（郵送可）してください。手数料はかかりません。

【必要書類】

- ・ 県外法定講習受講承認申請書 正本2部
（1－②の要件に該当し、住所地と異なる都道府県に所在する勤務（予定）地で法定講習を受講する場合は、「勤務証明書」を1部添付すること。）
- ・ 顔写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、2枚とも申請書に貼ること。）
- ・ 返信用封筒（定形、110円切手を貼ること。）

※ 様式ダウンロード：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/syuninnssyasyoukouhusinnseinoannai.html>

※ 宅地建物取引士資格登録簿に登録されている内容（氏名、住所、本籍地、従事先）に変更がある場合又は旧姓使用を希望する（やめる）場合、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書及び添付書類を同封してください。
（変更登録申請詳細：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/syuninsya-henkou.html>）

- ③ 県外法定講習受講承認申請書到着後、手続きを行い、承認後、県外法定講習受講承認書（1部）を送付します。
到着後、県外法定講習受講承認書を送付するまで2週間程度掛かります。
- ④ 県外法定講習受講承認書を持って、受講しようとする講習実施団体に申込みをしてください。
- ⑤ 法定講習受講後、講習実施者に県外法定講習受講証明書に証明（記名・押印）してもらってください。
- ⑥ （公社）宮城県宅地建物取引業協会に宅地建物取引士証交付申請を（郵送の場合は簡易書留）してください。

【必要書類】

- ・ 宅地建物取引士証交付申請書
- ・ 県外法定講習受講証明書
- ・ 顔写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、1枚は宅地建物取引士証交付申請書に貼付し、1枚は宅地建物取引士証用として裏面に登録番号及び氏名を記入しそのまま提出すること。）
- ・ セルフレジで発行された「レシート（提出用）」4,500円分（交付申請書に貼付）
- ・ 返信用封筒（定形、簡易書留用460円分の切手を貼ること。）

※ 受講後30日以内に宅地建物取引士証交付申請手続きを行ってください。

※ セルフレジの詳細：宮城県出納局ホームページ

（セルフレジ）<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikai/cashless2.html>

法定講習受講後すぐに宅地建物取引士証交付申請をしたい場合は、事前にご購入ください。

※ 県収入証紙の販売は終了しました。すでに購入済みの収入証紙は令和8年3月31日まで使用可能です。

※ 宅地建物取引士証は、1日から15日までに受け付けた分は当月25日に、16日から月末までに受け付けた分は翌月10日に交付し、郵送します。（10日・25日が土・日・祝日の場合は、翌平日の交付となります。）

【県外法定講習受講承認申請書 提出先】

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

[宮城県土木部建築宅地課](#) 調整班（TEL022-211-3242）

【宅地建物取引士証交付申請書 提出先】

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4-18

[公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会](#)（TEL022-266-0011）

【県外受講が認められる例】

No.	住 所 地	宅建業従事先	受講可否	受講可能な場所	承認申請時の必要書類
1	千 葉 県	な し	可	千 葉 県 内	申請書
2	千 葉 県	千 葉 県	可	千 葉 県 内	申請書 (住所要件を適用し、勤務証明書省略)
3	千 葉 県	埼 玉 県	可	千 葉 県 内	申請書 (住所要件を適用し、勤務証明書省略)
				埼 玉 県 内	申請書、勤務証明書
4	宮 城 県	宮 城 県	否		
5	宮 城 県	な し	否		

- (注) 1 受講しようとする都道府県の法定講習実施団体において受け入れできない場合があります。
2 表中No.2 及びNo.3 の場合、登録の移転手続が可能です。